

●訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には  
「クーリング・オフ」制度を利用しましょう。

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。

クーリング・オフ手続きの  
手順

契約書面を受け取った日を含めて8日以内  
(例外もあります)に、書面で通知します。

ハガキに書いて、両面をコピーします。  
コピーは大切に保管してください。

ハガキは「特定記録郵便」か  
「簡易書留」で送ります。

支払ったお金は全額返金されます。  
商品の引き取り料金は業者負担です。

ハガキの書き方(例)

通知書  
次の契約を解除します。  
契約年月日 令和0年0月0日  
商品名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
契約金額 〇〇〇〇〇円  
販売会社 株式会社〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇営業所 担当者〇〇  
支払った代金〇〇〇円を返金し、  
商品を引取ってください。  
令和0年0月0日  
群馬県〇市〇町〇丁目〇番〇号  
氏名〇〇〇〇

※電子メール等の電子媒体で通知することもできます。その場合は、  
送信メールや画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

クーリング・オフができる場合・期間など  
詳しくは消費生活センターへ

●クーリング・オフ期間を過ぎていても、  
専門の相談員が問題解決の方法を一緒に探します。  
あきらめないで、まずは相談を!

困ったときは、お近くの消費生活センターにご相談ください。

群馬県消費生活センター (日曜、祝日、年末年始は休み)

県庁昭和庁舎 1階 ☎ 027-223-3001

〇月～金曜：9時～16時30分(電話、来所)    〇土曜：9時～12時 / 13時～16時30分(電話のみ)

- |                              |                              |
|------------------------------|------------------------------|
| ●前橋市消費生活センター ☎ 027-898-1755  | ●安中市消費生活センター ☎ 027-382-2228  |
| ●高崎市消費生活センター ☎ 027-327-5155  | ●みどり市消費生活センター ☎ 0277-76-0987 |
| ●桐生市消費生活センター ☎ 0277-40-1112  | ●甘楽町消費生活センター ☎ 0274-74-3306  |
| ●伊勢崎市消費生活センター ☎ 0270-20-7300 | ●玉村町消費生活センター ☎ 0270-20-4020  |
| ●太田市消費生活センター ☎ 0276-30-2220  | ●板倉町消費生活センター ☎ 0276-82-7830  |
| ●沼田市消費生活センター ☎ 0278-20-1500  | ●明和町消費生活センター ☎ 0276-84-3299  |
| ●館林市消費生活センター ☎ 0276-72-9002  | ●大泉町消費生活センター ☎ 0276-63-3511  |
| ●渋川市消費生活センター ☎ 0279-22-2325  | ●邑楽町消費生活センター ☎ 0276-47-5047  |
| ●藤岡市消費生活センター ☎ 0274-20-1133  | ●吾妻郡消費生活センター ☎ 0279-75-1166  |
| ●富岡市消費生活センター ☎ 0274-63-6066  |                              |

高齢者の悪質商法被害

ひとりひとりが  
まなつけナイト  
極のみんな  
みまもらナイト



☎188なら土日も相談できます.....  
【特殊詐欺被害防止キャンペーン】

困ったときには、まず相談!  
消費者ホットライン

い や や  
局番なし ☎188

群馬県消費生活センター

群馬県消費生活センター 検索

https://www.pref.gunma.jp/page/8392.html





# 「おかしい?」と思ったら、まず相談! “きをつけ”と“みまもり”で悪質商法被害防止!

## 点検商法

「このままだと大変なことになる」  
など不安をあおる文句で  
契約を迫られた!



**きをつけ**  
ポイント

- その場で判断しない。
- 少しでも「おかしい」と思ったら、消費生活センターや身近な人に相談する。

**みまもり**  
ポイント

- 見慣れない工業者がたびたび出入りしていないか気にかける。「本当に必要な?」など周りからの声掛けで被害に気づくことも。

❗ 外壁・床下などでも 無料点検によるトラブルがあります。

## 通信販売トラブル

「お試し価格」で購入したら、  
「定期購入が条件」だった!



**きをつけ**  
ポイント

- SNSやネット上の「お得」「今がチャンス」などの広告を安易に信用しない。
- 通信販売で商品を購入する際は、注文する前に購入・返品条件をよく確認する。

**みまもり**  
ポイント

- 見慣れない商品が増えたり、定期的に同じ商品が届いていないか気にかける。

❗ 通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。

## インターネット接続回線の契約トラブル

「安くなる」はずが、  
前より高額になった!



**きをつけ**  
ポイント

- 事業者の説明をうのみにせず、契約内容をしっかり確認する。
- 必要がなければきっぱり断る。

**みまもり**  
ポイント

- 見慣れない契約書や請求書がないか気にかける。

❗ 通信回線契約は、クーリング・オフ制度の適用がありません。電気通信事業法により「初期契約解除制度」などの類似した制度があります。

## 架空・不当請求



**きをつけ**  
ポイント

- 相手の電話番号が記載されていても、絶対に連絡しない。
- 連絡してしまい金銭を要求されても、絶対に支払わない。

❗ SMSのほか、はがきなどを送りつける手口もあります。

消費者ホットライン 局番なし ☎188 (いやや)

身に覚えのない  
請求がきた!

## 水回り修理トラブル



**きをつけ**  
ポイント

- あせって修理を依頼しない。
- 日頃から信頼できる事業者を探しておく。

「格安修理」のはずが、  
高額請求に!

詰まりを直したいだけなのに...